

ショッピングセンターなどでウォーターサーバーの勧誘を受けて契約し、その結果トラブルになったという相談が増えています。

### 【事例】

ショッピングセンターでウォーターサーバーの勧誘を受けた。「今日契約して、月々のレンタル料を3年間支払えば、サーバーがお客様の物になる」と説明され、契約した。1年後にサーバーが故障したため、交換を求めようと契約書を確認したところ、レンタルではなく、購入となっていたことに気が付いた。

月々のレンタル料だと思って支払っていた料金は、サーバーの購入代金の分割払いだった。勧誘時の説明と異なるため、業者に解約したいと連絡すると、残金10万円を一括で支払うように要求され、交換にも対応してもらえなかった。

### アドバイス

- ショッピングセンターなどで突然勧誘され、よく理解しないまま契約してしまったという相談が寄せられています。「説明より月額料金が高かった」「キャッシュバックがあるとされて契約したのに、自分は対象外だった」など、後でトラブルになるケースもあります。
- 強引に契約を迫る業者とは、契約してはいけません。不要な場合は、はっきりと断りましょう。



- ウォーターサーバーの購入やレンタルは、複数の業者を比較し、契約内容をしっかり確認しましょう。確認すべき主なポイントは、機能や価格、購入またはレンタルの形態、故障時の対応、解約時の違約金などです。自分の使用状況に合わせて慎重に検討しましょう。
- 不安に思った場合や、業者とトラブルになったときは、消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)